

令和5年度

飼肥杉材等の利用に関する 施策成果報告書



【 道の駅きたごう 令和5年8月完成 】

令和6年9月

日 南 市

目 次

[背景] 頁

はじめに 1

建築物等における木材の利用の促進に関する動き 2

[飫肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

1 本市を取り巻く情勢等 3

2 取り組み概要 4～13

3 飫肥杉利用の実績 14～19

[資料編]

1 飫肥杉材等の地域材利用の促進及び
豊かな森づくりに関する条例 20～23

2 日南市公共建築物における飫肥杉材等
利用推進に関する基本方針 24～26

3 統計資料 27～29

[背景]

はじめに

日南市では、平成25年4月に「飫肥杉材等の地域材利用の促進及び豊かな森づくりに関する条例」（以下「飫肥杉条例」という。）を制定しました。

この条例は、生産者、消費者及び行政が一体となって全市的な協力体制を構築し、林業をはじめとする木材産業などの地域産業の振興、中山間地域の活性化、水源の涵（かん）養や国土の保全などに資する森林経営計画の策定及び地球温暖化の防止を推進しながら、公共建築物や民間住宅、木工製品、バイオマスエネルギー、観光などあらゆる分野での飫肥杉材等の地域材利用を促進することを目的としています。

また、市長は、飫肥杉材等の利用に関する施策成果について議会に報告することとされています。

飫肥杉条例の趣旨に則り施策成果を報告します。



[背景]

建築物等における木材の利用の促進に関する動き

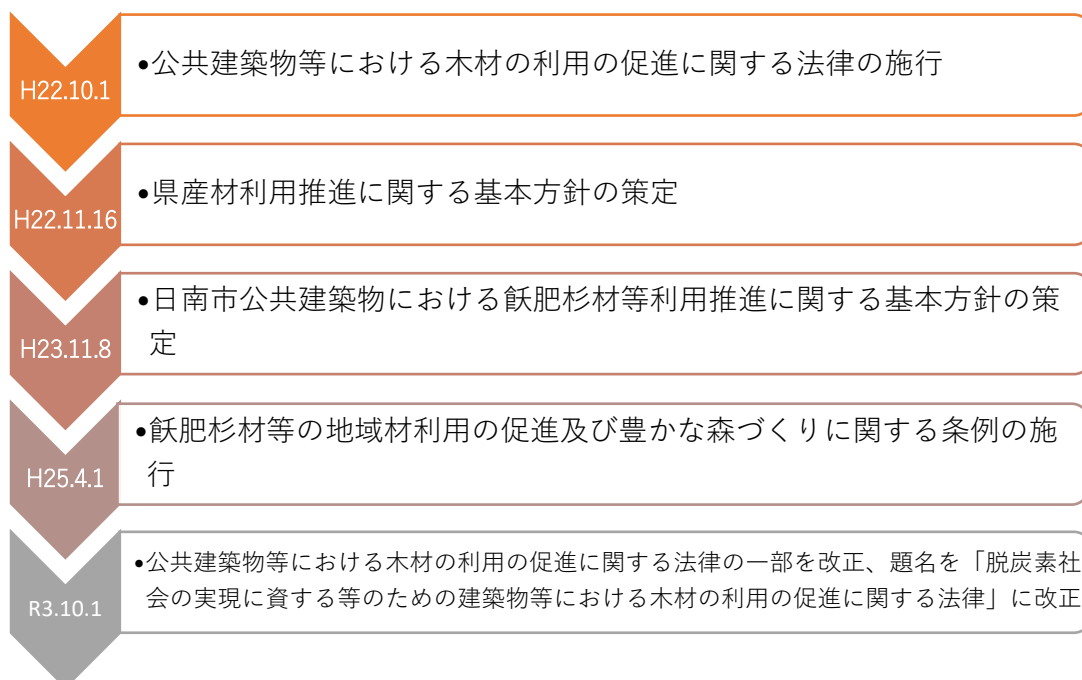
木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等に鑑み、公共建築物等における木材の利用を促進するため、平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されました。

木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、国内における木材の主な用途である建築物等において利用を進めることは、「都市等における第2の森林づくり」として、2050年カーボンニュートラルの実現など地球温暖化防止への貢献が期待されています。

林野庁は、木材利用の一層の促進を通じた地球温暖化防止を図るため、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を国民や企業にとって分かり易く表示する方法を示したガイドライン「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を定めました。

また、令和3年10月には建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の一部が改正され、法律の対象が公共建設物から建築物一般に拡大、題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：都市（まち）の木造化推進法）に改正されました。

【法令等の制定状況】



[飢肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

1 本市を取り巻く情勢等

森林は、木材の供給だけでなく、国土保全、水源かん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の多面的な機能の発揮を通じて、私たちの生活、経済に欠くことのできない様々な恩恵をもたらしています。

そういった中、本市に植林されてきた飢肥杉の多くが利用期を迎えています。

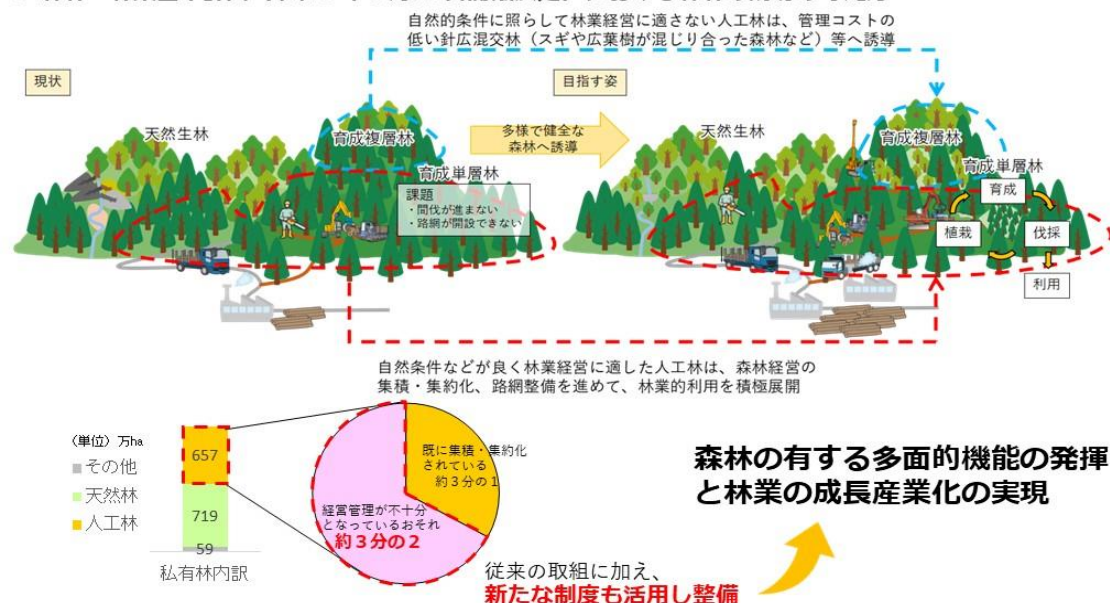
この豊富な森林資源を有効に活用し、循環型の林業を推進することにより、林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮を図ることが重要です。

循環型の林業経営を行っていくためには、計画的な森林施業を行うことが必要であり、そのためには、現在5割弱程度となっている森林経営計画の加入率を上げることが重要であることから、国・県の制度事業を活用し、「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」の推進を図りました。

また、伐採後の再造林率は、約7割程度にとどまっており、森林の多面的・公益的機能の発揮や林業全体にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されることから、市では、再造林の促進を重点施策と位置づけ、一貫施業の普及に努めるとともに、令和元年度から交付されている「森林環境譲与税」を財源とした「新たな森林経営管理制度」に基づく事業を推進するとともに、森林整備を担うべき人材の育成及び確保に係る施策を取組みました。

森林の経営管理の現状と今後の森林整備の方向性

○ 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）における森林の誘導の考え方



資料：林野庁「森林資源の現状（平成29年3月31日現在）」

[飫肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

2 取り組み概要

■主な事業

No.	事業名	事業費 (千円)	概要
(1)	公有林整備事業	40,530	公有林整備委託料 毎木調査委託料 市有林分布調査委託料等
(2)	森林整備地域活動支援交付金事業	26,998	森林経営計画作成促進 (237.45ha) 森林境界の明確化 (501.50ha)
(3)	飫肥杉一貫施業普及促進事業	6,984	飫肥杉一貫施業普及促進事業費補助金 植栽面積 (139.68ha)
(4)	飫肥杉マイホーム建築支援事業	1,000	市有分譲地に飫肥杉住宅を建築する施主に対する建築費用の一部を支援
(5)	飫肥杉材利用促進対策事業 (森林環境譲与税)	1,800	市内住宅に対し本市飫肥杉材の使用と市内事業者での建設する施工主に対する補助
(6)	飫肥杉材利用促進事業 (森林環境譲与税)	470	本市産飫肥杉材について、県外地域への利用促進拡大に向けた活動
(7)	森林経営管理制度推進事業 (森林環境譲与税)	12,593	森林経営管理法に基づく意向調査を実施するとともに、制度を推進するための取組
(8)	飫肥杉を守り育てる担い手対策事業 (森林環境譲与税)	8,145	機械で担うことが困難な下刈り等現場の労働力不足への対応を目的とした、林業担い手の確保対策や労働環境改善対策
(9)	飫肥杉を守り育てる人材育成事業 (森林環境譲与税)	238	平成31年4月に開校した「みやざき林業大学校」の長期課程 (1年間) 受講に係る研修受講料の支援
(10)	市町村森林経営管理事業 (森林環境譲与税)	21,122	森林経営計画対象外森林にアクセスする林業専用道の開設に対する助成
(11)	市町村森林経営管理事業 (森林環境譲与税) オリンピック材	3,740	オリンピック返却木材を使った木製ベンチの製作

〔飼肥杉材の利用に関する取り組みと実績〕

（１）公有林整備事業 （40,530千円）

市有林の良質材生産と森林が有する多面的機能保全のため、植栽や下刈等を実施しました。

植 栽	1. 83ha
下 刈	46. 99ha
間 伐	3. 37ha
作業道	550m
施 肥	15. 45ha



施 肥 作 業

〔ドローンレーザーを活用した森林資源調査への取組〕

森林資源調査は、森林の現状を把握することで適切な施業の計画をしたり森林の価値を評価するのに欠かせない作業です。

しかし、その作業には、多くの時間と労力を必要とすることから、林業の担い手対策としてもICT化が求められています。

市では、令和6年度市有分収林の公売に向けた森林資源調査をドローンレーザーを活用した森林資源調査（毎木調査）を実施しました。



レーザー計測作業



胸高直径計測



樹木情報記入

[飼肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

(2) 森林整備地域活動支援交付金事業 (26,998千円)

森林経営計画の作成されていない森林所有者に、経営計画作成の同意を得るとともに、施業集約化を進める上で重要となる森林境界の確認、測量に対し助成しました。

《森林経営計画作成促進》

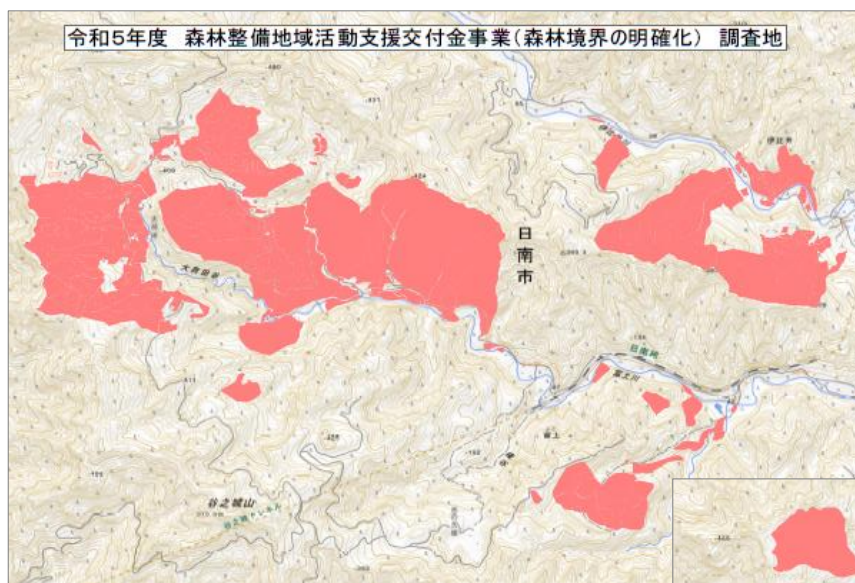
237.45ha

2,280千円

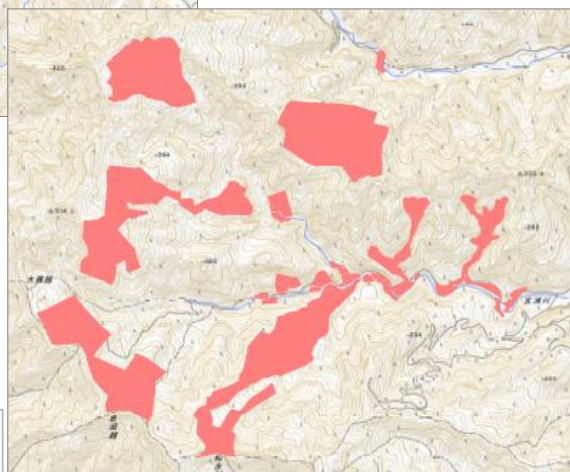
《森林境界の明確化》

501.50ha

24,718千円



富士地区



宮浦地区

〔飫肥杉材の利用に関する取り組みと実績〕

（３）飫肥杉一貫施業普及促進事業 （６,９８４千円）

再造林率の向上を図るため、伐採から造林までを一貫して行う「一貫施業システム」を普及促進させることを目的としたパイロット事業に取り組む事業体に対し令和元年度から助成しました。

年 度	実績（h a）	補助額
令和元年度	96.19	４，８１０千円
令和２年度	122.56	６，１２８千円
令和３年度	148.49	７，４２４千円
令和４年度	156.28	７，８１４千円
令和５年度	139.68	６，９８４千円



連携事業体協議会 会議



伐採作業



地拵え作業



植付作業

[飫肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

(4) 飫肥杉マイホーム建築支援事業（1,000千円）

飫肥杉材の需要拡大及び市内建築関係事業者への飫肥杉活用の普及促進及び定住促進目的として、市民又は本市への移住希望者が、市内産飫肥杉材で、居住するための住宅を新築する場合に有償で市有地（旧消防訓練場跡地）の一部を分譲するとともに、住宅見学会の開催を条件として、100万円を上限に建築費用の一部を助成しました。

※助成実績 1棟×100万円＝100万円 飫肥杉使用材積 20.49m³

(5) 飫肥杉材利用促進事業（1,800千円）

市内住宅の新築や増改築、大規模事業所の新築に対し、地元飫肥杉の使用と市内事業者での建築を条件にその木材の使用量に応じて助成しました。

補助額は個人の住宅新築で40万円、増改築で20万円を上限に、主要構造部、内装部での飫肥杉使用量に応じて積算した金額で、市外からの移住者に対しては算出した補助額に10万円を加算した額となります。

また、床面積300m²以上の大規模事業所の新築は一律100万円となります。

※補助実績 5件 ※飫肥杉使用材積 主要構造部…72.72m³ 内装部…3.27m³



[飫肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

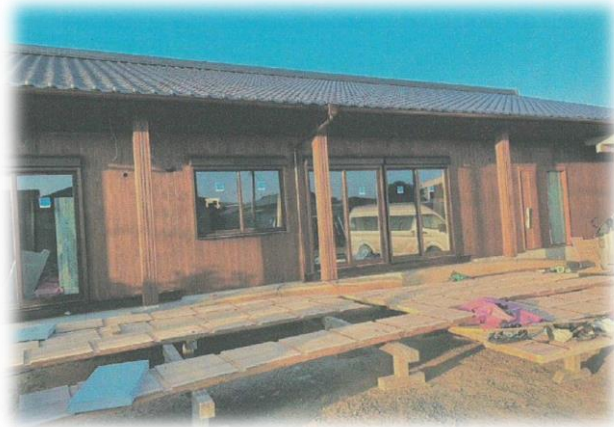
(6) 飫肥杉材利用促進対策事業（森林環境譲与税）

（470千円）

本市産飫肥杉材について、県外地域への利用促進拡大に向けた活動を行いました。

① 飫肥杉材利活用促進に係るPR活動

福岡県内の事業所と南那珂森林組合を中心として、飫肥杉材の需要拡大を目的とした取組みを行う「日南串間おびすぎ産直住宅推進協議会」を組織して活動を行ってきました。資材高騰で住宅価格が高止まりをする中、福岡県内で構造材や内装材に飫肥杉を使用した新築住宅1棟が完成しました。今後は、新築住宅だけでなく、リフォーム事業にも取り組んでいきます。



② 飫肥杉材新規活用・開発

沖縄県及び屋久島・種子島等離島においては、伐採を制限されている地域が多いことから木材の入手が困難な状況にあります。

このような状況にある沖縄地方への事業展開を目指し、南那珂森林組合では、管内の製材工場、木工加工を取り扱っている会社が多く、板材の入手が容易であることから、小物品に焦点を絞り、使い勝手の良さ、低価格での販売を視野に入れた、飫肥杉材を使ったレーザー加工によるコースターを作成しました。



[飼肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

(7) 森林経営管理制度推進事業（森林環境譲与税）（12,593千円）

平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づき、森林所有者に対する経営管理意向調査を実施したほか、制度の推進に必要な取り組みを行いました。

①森林経営管理意向調査事業

森林経営管理制度を推進するため、南郷町の一部森林区域（7～21林班）の森林所有者に対し、経営管理の意向に関する調査を実施しました。

②林地台帳データ更新精度向上事業

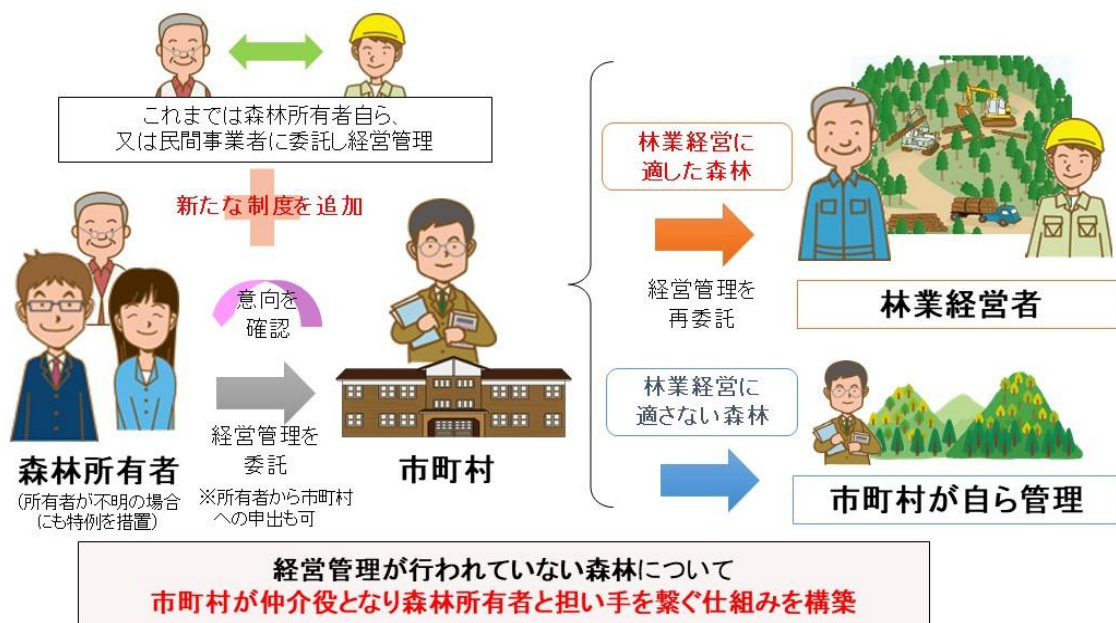
日南市が保有する森林の土地所有者情報や境界に関する情報を整理した林地台帳及び林地台帳地図のデータ更新を実施しました。

③地域林政アドバイザー活用事業

南那珂森林組合と地域林政アドバイザー契約を締結し、森林経営管理制度に係る提案、助言、意向調査結果を受けての現地調査、合意形成及び相談窓口を開設しました。

森林経営管理制度（森林経営管理法）の仕組み

- **経営管理が行われていない森林**について、**市町村が森林所有者の委託を受け経営管理**することや、**林業経営者に再委託**することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



[飼肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

(8) 飼肥杉を守り育てる担い手対策事業（森林環境譲与税）

(8,145千円)

機械で担うことが困難な下刈り等現場の労働力不足に対応することを目的として、市内林業担い手の確保対策や労働環境改善対策を行いました。

① 森林整備担い手確保対策事業

下刈り等、山を守る施業に係る作業に対し、他圏域閑散期の出向受入に係る経費の支援を行いました。



下刈の作業現場

② 造林施業労働環境改革支援事業

機械で担うことが困難な施業現場の作業を対象に、労働環境改善に資する取組みとして、夏場の早朝作業の推進にあわせて、空調服等の熱中症対策資材等の購入費を助成しました。

③ 造林環境省力化支援事業

機械で担うことが困難な施業現場の作業について、作業省力化に資する取組みを支援しました。活着率の向上が図れる「コンテナ苗」、スギの初期成長促進に効果的な「高度化成施肥」、造林作業の効率性を高める「スマート林業」の導入に要する経費を対象とし、経費の助成を行いました。



コンテナ苗の植樹作業



高度化成施肥

④ 林業担い手就労奨励金（令和5年度から実施）

林業の担い手の地元就職と定住化を図るため、日南市内認定林業事業体における新規就労者に対して、就労奨励金を交付しました。

[illegible]

[飼肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

(10) 市町村森林経営管理事業（森林環境譲与税）

(21,122千円)

①森林経営管理事業

森林経営管理法に基づき、市が経営管理権を取得した森林について、経営管理集積計画を定め、モデル的に間伐を実施しました。

間伐委託 0.15ha 122千円

②森林経営管理推進路網整備事業

森林の整備の促進を目的に森林経営管理制度の推進に資する林業専用道路開設に要する経費を補助しました。（鎮瀬戸線）

林業専用道開設 600m 21,000千円

着手前



完 成



(11) 飼肥杉材利用促進対策（森林環境譲与税）オリンピック材

(3,740千円)

オリンピック材返却木材を活用した木製ベンチを80脚製作し、市内のスポーツ施設や公共施設に配布しました。



3 飫肥杉利用の実績

（１）公共建築物

【道の駅 きたごう】



〔飫肥杉材の利用に関する取り組みと実績〕

【道の駅 きたごう】



飫肥杉製ベンチ



〔飫肥杉材の利用に関する取り組みと実績〕

（２）その他

【日南市功労表彰】



飫肥杉の花瓶



【輝く市民大賞】 【オウレ13周年記念レース】

【教育論文入賞者贈呈】 【寄付金贈呈式 感謝状】

【北郷弁カルタ北郷大会参加記念品】



飫肥杉製賞状

[飫肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

飫肥杉材使用実績

(1) 公共建築物（飫肥杉材等使用材積 228m³）

担当課	未来創生課
施設名	道の駅 きたごう
所在	日南市北郷町郷之原乙1477番地1
新造区分	新築
用途	道の駅
床面積	1,118m ²
構造	木造
飫肥杉等使用材積	228m ³
飫肥杉等使用箇所	柱、梁、壁
備考	



[飫肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

(2) 備品・消耗品

担当課	総務課	総務課	総務課
事業名等	日南市功労表彰記念品	姉妹都市交流事業	姉妹都市交流事業
備品・消耗品名	花瓶・化粧箱	トロフィー	メダル
個数	2個	2個	40個
用途	記念品	記念品	記念品
備考		日南市長杯軟式野球大会	日南市長杯軟式野球大会

担当課	総務課	学校教育課	水産林政課
事業名等	姉妹都市交流事業	新小学1年生入学記念品	宮崎県南部地区 「海の日」協賛会記念式
備品・消耗品名	感謝状	飫肥杉製定規	ぐいのみ
個数	1個	380個	12個
用途	記念品	学校教材	記念品
備考	寄付金贈呈式		

担当課	学校教育課	生涯学習課
事業名等	教育論文入賞者贈呈用	日南市民スポーツ大会
備品・消耗品名	飫肥杉製賞状	表彰楯
個数	2個	7個
用途	記念品	功労の部・優秀成績の部 表彰用
備考		

[飫肥杉材の利用に関する取り組みと実績]

担当課	未来創生課	未来創生課	未来創生課
事業名等	道の駅きたごう 備品	道の駅きたごう 備品	道の駅きたごう 備品
備品・消耗品名	飫肥杉製ベンチ	飫肥杉製チェア	飫肥杉製テーブル
個数	5個	8脚	2個
用途	設置場所 情報館	設置場所 情報館	設置場所 情報館
備考			

担当課	未来創生課	北郷町地域振興センター	北郷町地域振興センター
事業名等	オラレ13周年記念 レース	北郷弁カルタ北郷大会	猪八重溪谷遊歩道7号橋
備品・消耗品名	賞状	賞状	木柵工
個数	12個	6個	45本
用途	記念品	記念品	
備考			

資料編



飫肥杉材等の地域材利用の促進及び豊かな森づくりに関する条例

平成25年2月27日条例第1号

宮崎県は、杉の生産量で全国一位を21年間維持する程の日本最大の林業県であり、今後とも林業の振興に努めなければならない。その中にあってこの中核をなす私たちのまち日南市は、旧飫肥藩の時代より弁甲材として普及した飫肥杉で栄えた伝統が400年余りに渡って脈々と受け継がれており、全国に誇り得る林業文化を今なお形成している。

現在、伐期を迎えた日本林業の再生を図るため政府は、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）を制定した。また日南市もこれを踏まえ、平成23年に「日南市公共建築物における飫肥杉材等利用推進に関する基本方針」を定めた。平成24年には森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、これまでの森林施業計画に代わり、新たに森林経営計画が創設され、施業の集約化を行い木材生産活動だけでなく、森林の公益的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営の確立に努めることになった。

今日、社会経済の劇的变化により荒廃しつつある中山間地域の資源やそれらが生み出す恩恵が市民共有の財産であることを鑑み、私たち日南市民は、更に踏み込んで日南市が飫肥杉材等の地域材の利用促進を実効的に図ることで、地場産業活性化を強力に推進するモデル都市となることができるようその歴史的使命を認識すると同時に、教育的観点も踏まえながら市民全員で森林や中山間地域を支え、安心して住み続けることができる地域社会の実現を目指すことを決意し、ここに議員提案による条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、生産者、消費者及び行政が一体となって全市的な協力体制を構築し、林業をはじめとする木材産業などの地域産業の振興、中山間地域の活性化、水源の涵（かん）養や国土の保全などに資する森林経営計画の策定及び地球温暖化の防止を推進しながら、公共建築物や民間住宅、木工製品、バイオマスエネルギー、観光などあらゆる分野での飫肥杉材等の地域材利用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 森林 市内に存する森林法第2条第1項に規定する森林をいう。
- （2） 中山間地域 平地の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地の少ない地域をいう。
- （3） 森林経営計画 森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が、単独又は共同で自らが所有する森林又は経営を受託している森林を対象として作成する5年間の計画をいう。
- （4） 多面的機能 土砂流出及び山地崩壊の防止、洪水軽減等の水源の涵（かん）養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、木材その他の林産物の生産及び供給その他森林の有する多面に渡る機能をいう。
- （5） 公益的機能 多面的機能のうち、木材その他の林産物の生産及び供給を除いた機能をいう。
- （6） 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- （7） 人工林 植栽、種まき又はさし木により成立した森林をいう。
- （8） 天然林 人工林以外の森林をいう。
- （9） 森林組合 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する組合をいう。
- （10） 森林所有者 森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、若しくは育成することができる者をいう。
- （11） 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業もしくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （12） 林業及び木材産業等事業者 市内において森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者（森林組合を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 餌肥杉等の利用促進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 森林の有する公益的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であることから、長期的展望に立ち、生物の多様性に配慮するとともに、立地条件等の特性に応じた適正な森林管理を実施するため、森林経営計画を立て実行に移すことで公益的機能が高度に発揮される森づくりを推進すること。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展と振興が人工林の適正な管理に寄与することから、森林経営の持続的発展を図り、森林の持つ多面的機能を高め木材資源の循環利用が可能な森づくりを推進すること。
- (3) 持続可能な中山間地域の再生及び活性化が森づくりに寄与することから、中山間地域の営み並びに歴史及び文化の継承を通じ、地域づくりと一体となった森づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、法令又は財政の許す範囲内において公共建築物の新築、増築、改築及び修繕に関しては飼肥杉材等の地域材を利用して木造化、木質化を図らなければならない。

- 2 市は、森林経営計画の策定を推進し、国、他の地方公共団体及び公共的団体等に対し、必要に応じて理解及び協力を求め、飼肥杉材等利用の促進に努めなければならない。
- 3 市は、飼肥杉材等の利用を促進するため、市民や森林所有者並びに林業及び木材産業等事業者へのインセンティブ（動機付け）となる必要な支援を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、飼肥杉材等の利用に関する施策について議会に報告しなければならない。

(森林組合の責務)

第5条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林の管理の中核的な担い手として、自らの責任において、木材その他の林産物の生産、供給等を通じて森づくりに積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 森林組合は、森林の管理が適正に行われるように働きかけるとともに、森林経営計画にのっとり計画的な森づくりを推進するよう努めなければならない。
- 3 森林組合は、飼肥杉材等利用に関する各種施策に協力するよう努めなければならない。

（森林所有者の役割）

第6条 森林所有者は、飼肥杉材等の利用の重要性を深く認識し、所有し又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるものとする。

2 森林所有者は、所有し、又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、当該森林の管理方針を森林経営計画に明らかにするよう努めるものとする。

3 森林所有者は、飼肥杉材等の利用に関する各種施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第7条 市民は、森林の有する公益的機能が市民共有の財産であることを認識し、森づくりに関する取組に協力し、又は参加するよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、地域で生産される飼肥杉材並びにその他の林産物を活用するよう努めるものとする。

（林業及び木材産業等事業者の役割）

第8条 林業及び木材産業等事業者は、その事業の実施に当たっては、基本理念に配慮し、森林の有する公益的機能が十分に発揮される森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用が可能な森づくりに努めるものとする。

2 林業及び木材産業等事業者は飼肥杉材等の利用に関する各種施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の意見等の施策への反映）

第9条 市は、市民の意見を把握し、それを飼肥杉材等の利用に関する各種施策に的確に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第10条 市長は、飼肥杉材等の利用に関する施策成果について議会に報告し、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

日南市公共建築物における飫肥杉材等利用推進に関する基本方針

平成23年11月8日

1 基本的な考え方

本市は、旧飫肥藩の時代から約400年の歴史を持つ飫肥林業の中心として知られている。この地で生産される飫肥杉は、油分が多く弾力性のある特徴から良質な造船材として取引され、最盛期には国内はもちろん、韓国や中国にも大量に輸出されるなど、かつては市の経済を潤し活力を与える源となっていた。

しかし、昭和の後半に木造船の需要がなくなると飫肥林業は急速に衰退し、現在では先人たちが残した広大な飫肥杉の山々は残るものの、かつて飫肥杉で発展し賑わったまちは、遠い昔になりつつある。

本市では、今後も飫肥杉を中心とする森林資源の充実が見込まれることから、市内で生産、加工された木材(以下「飫肥杉材等」という。)の需要を拡大していくとともに、地域活性化に繋げていくことが重要な課題となっている。

木材は、調湿性に優れ断熱性が高くリラックス効果があるなど、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、鉄やコンクリート等に比べ加工等に必要なエネルギーも低く環境にもやさしい省エネ資材であり、炭素を長期間貯蔵できる機能を有する再生産可能な資材である。これらの優れた特性を持つ木材の利用を促進することは、森林の適正な整備を通じた地球温暖化の防止や、循環型社会の形成にも大きく貢献するものである。

また、地産地消を基本理念とし飫肥杉材等を利用することは、素材生産から製材・加工に至る林業や木材産業の活性化に繋がるだけでなく、土木・建築関連の他産業の振興にも寄与するなど、本市地域経済への波及効果が期待される。

このようなことから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)を踏まえ、本市が実施する事業はもとより、補助事業等における本市産材の利用を促進し、木材の良さを普及啓発する。また、市民生活に深く係わりのある公共建築物の木造化・木質化の積極的な推進を通して、飫肥杉材等の需要拡大を図るとともに、弱い立場にある飫肥杉を何とかしようとする活動を通して、人と人とが繋がり、

地域を再生していこうとする本市ならではのまちづくりを進める。

2 飼肥杉材等の活用方針

(1) 公共建築物における飼肥杉材等の活用について

ア 建築基準法等関係法令の制約を受ける場合を除き、新築、増築、改築及び修繕については、原則として木造とする。

イ 防災面や立地条件等から、木造化が困難な場合は、木造と他工法との混構造とする。

ウ 木造以外の構造とする場合でも、内装の本質化を積極的に推進する。

エ 庁舎内や学校内の机・椅子等の備品を調達するに当たっては、飼肥杉材等を使った物品を積極的に利用する。

(2) 公共土木工事における飼肥杉材等の活用について

公共土木工事においては、自然景観や環境に配慮しつつ間伐材をはじめとする飼肥杉材等を積極的に活用するとともに、新たな用途開発等や持続可能な施工維持管理体制の仕組みづくりを推進する。

3 公共建築物に適した木材の供給体制の整備

市は、公共建築物の建築に用いる木材の円滑な供給を図るため、木材業者の連携等による品質、性能の確かな乾燥材や集成材等の安定供給を促進する。

4 関係部局の飼肥杉材等利用推進における役割

関係部局は、所管する建築物等について、飼肥杉材等の積極的な利用を推進する。また、その所管する事業(補助事業も含む。)の実施において、飼肥杉材等の利用を促進する。

5 市における利用の促進

市は、市内の民間企業や団体等(以下「民間」という。)が整備する公共性の高い建築物等の情報を収集し、飼肥杉材等の利用の促進を図るよう要請するとともに、木造化・本質化に関する情報を提供するなど、必要な支援を行うものとする。

6 期待される効果

本基本方針に基づき、民間が整備する公共性の高い建築物等において飼肥杉材等の

利用が推進されることにより、林業・木材産業の活性化はもとより森林の適正な整備・保全が図られ、本市の活性化に資することが期待される。

7 木質化・木造化を図る公共建築物及び公共土木工事等

- (1) 木質化・木造化を図る公共建築物等について、次表の例を基本とし、積極的に飼肥杉材等を活用する。

木質化・木造化を促進する施設	学校、福祉施設、医療施設、スポーツ施設、公営住宅、庁舎等
----------------	------------------------------

- (2) 公共土木工事においては、次表の例を基本とし、積極的に飼肥杉材等を活用する。

道 路	木製ガードレール、木製デリネータ、間伐材パネル、スギ合板型枠、転落防止柵、案内板、基盤吹付材、工事用看板、仮設防護柵 等
河 川	木工沈床、護岸工、杭柵、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等
公 園	案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、歩道階段、木道、木柵護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵 等
農業漁村	暗渠排水被覆材、簡易土留め、柵工、筋工、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等

- (3) 飼肥杉材等を使った机や書棚等の備品及び消耗品について、次表の例を基本とし、積極的に飼肥杉材等を使った製品を積極的に調達する。

備 品	事務机、テーブル、イス、カウンター、書棚、倉庫棚 等
消耗品	職員名札、案内板、記念品 等

[資料編]

○ポイント

- ・本市は、総面積の約80%が森林。
- ・民有林22,522haのうち杉を主体にした人工林率は67%。
- ・林業経営としては、小規模な森林所有者が多い。
- ・スギの齢級別構成では、9 齢級以上が全体の約76%を占めており、森林の多くが主伐期を迎えている。

○森林の明細

	総面積	森林面積	うち民有林	うち国有林
			22,522ha (52.4%)	20,432ha (47.6%)
日 南 市	53,549ha	42,954ha		

【宮崎県林業統計要覧(令和6年3月)】

○公有林関係

	直営林	国有分収造林	市有分収林	合 計
日 南 市	1,001.93ha	3,833.78ha	319.62ha	5155.33ha

【宮崎県林業統計要覧(令和6年3月)】

○森林経営計画認定状況

	認定計画	認定面積
日 南 市	7件	5,613ha

【宮崎県林業統計要覧(令和6年3月)】

○林業事業体

(事業所数)

	素材生産	製材業	合 計
日 南 市	43	25	68

【令和5年度末 日南地区木材協会確認】

○宮崎県の素材及び製材品生産量

	H30	R4	伸び率
素材生産量(スギ)	1,790千m ³	1,878千m ³	4.9%
製材品出荷量	973千m ³	994千m ³	2.2%

【宮崎県林業統計要覧(令和6年3月)】

○宮崎県の出荷先別製材品出荷状況

(単位：千m³)

	総 数	県 内	県 外						
				首都圏	中京	関西圏	九州	沖縄	その他
H27	801	229	572	30	30	138	300	43	31
R3	1006	276	730	75	27	48	460	36	84
伸び率	25.6%	20.5%	27.6%	150.0%	-10.0%	-65.2%	53.3%	-16.3%	171.0%

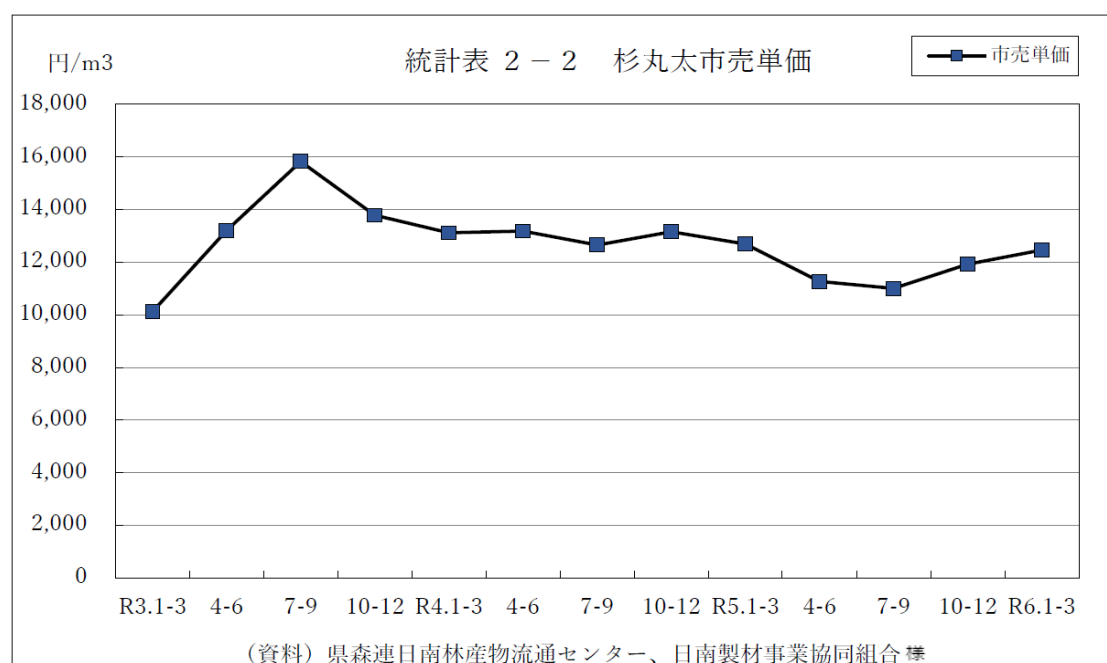
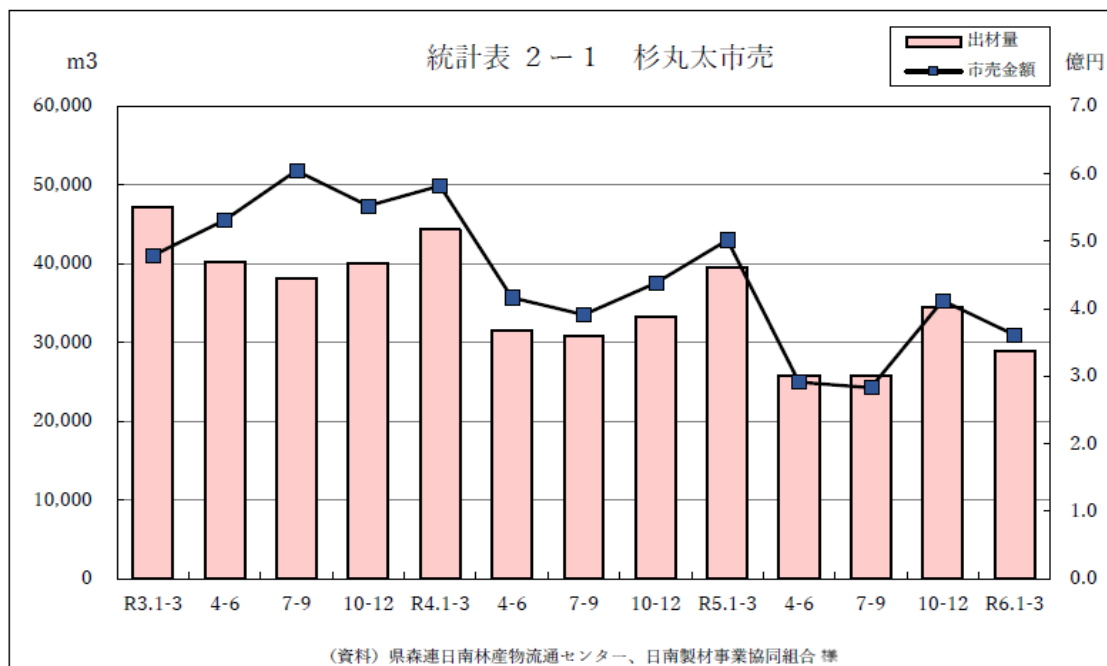
【宮崎県林業統計要覧(令和6年3月)】

[資料編]

杉丸太市売りの推移

R6年1から3月期の杉丸太の実績は、出材量が前年同期比26.7%減の28,978 m^3 、金額は28%減の3億6,113万円であった。

また、平均市売単価は、前年同期比229円安の12,462円/ m^3 であった。



[資料編]

市内の住宅建築の状況（専用・併用住宅）

（単位：棟）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
木 造		151	136	120	105	106
内訳	新築	141	129	116	98	104
	増築	10	7	4	7	2
非木造		9	8	16	10	8
合 計		160	144	136	115	114

（日南市財産マネジメント課）



海幸、山幸、人幸。



日南には、幸がある。

【飼肥杉材等の利用に関する施策成果報告書に関する問合せ先】

日南市産業経済部水産林政課

〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1

TEL 0987-31-1135

FAX 0987-31-1230

E-mail suisanrinseika@city.nichinan.lg.jp